

スーパーセンタートライアル名取店の届出概要について
(法第5条第1項 新設)

資料4

- 1 届出者 株式会社オートボックスセブン
- 2 届出年月日 平成28年2月18日
- 3 店舗の名称 スーパーセンタートライアル名取店
- 4 店舗設置者 株式会社オートボックスセブン 代表取締役 湧田 節夫
東京都江東区豊洲五丁目6番52号
- 5 店舗所在地 名取市田高字原174番 外
- 6 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称、店舗面積

氏名又は名称	店舗面積	取扱商品
株式会社トライアルカンパニー	3,300.37㎡	食品・実用衣料品・日用雑貨消耗品・家電製品・ホビー用品・薬等

- 7 大規模小売店舗を新設する日 平成28年10月19日

- 8 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 166台 (指針による必要台数: 153台)
- (2) 駐輪場の収容台数 60台 (指針による参考台数: 90台) 類似店: 35台
- (3) 荷さばき施設の面積 150.00㎡
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 29.70㎡ (指針による必要容量: 15.38㎡)

- 9 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 開店時刻及び閉店時刻 午前9時から翌午前9時まで(24時間)
- (2) 駐車場の利用時間帯 24時間
- (3) 駐車場の出入口の数 2箇所
- (4) 荷さばき実施時間帯 午前6時から午後10時まで

- 10 事務手続き等

- ・公告年月日 平成28年 3月 2日
- ・縦覧期間 公告の日から平成28年 7月 4日まで (公告の日から4か月間)
- ・地元説明会 平成28年 4月16日
- ・大規模小売店舗立地専門委員会 平成28年 6月14日
- ・市町村等からの意見書提出期限 平成28年 7月 4日 (公告の日から4か月以内)
- ・県の意見の通知期限 平成28年10月18日 (届出の日から8か月以内)

住民説明会の実施状況

開催日時	1回目 平成28年4月16日(土) 午前10時35分から11時35分まで 2回目 同日 午後 2時30分から 3時 5分まで
開催場所	増田西公民館 名取市手倉田字堰根265-1
出席人数	1回目 6人 2回目 1人

質問事項	回答内容
出入口について、詳しく配置関係を教えてください。	店舗北側に出入口①が一箇所、東側に入口②(入庫専用)が1箇所、合計2箇所を設けております。 →県の意見は不要
一日の来客者数はどのくらい考えているのでしょうか。	大規模小売店舗立地法の指針による計算式により1,322台を算出しています。 →県の意見は不要
一日の来客者数によっては、出入口の混雑度が増すのではないのでしょうか。	出入口については、実測した店舗周辺のピーク時間当たりの実交通状況にピーク時間のお客様の来店する台数を流入させ、出入口の飽和度を検討しています。 その結果、「遅れなし」「平均」の評価が得られております。この結果はあくまでもピーク1時間当たりの飽和度です。また、オープンから月日が経つにつれて来客台数は減少していきます。 →県の意見は不要
出入口の負荷はすごいものと思います。この出入口からのお客様の出庫を全て左折出庫として考えていただけないでしょうか。 オープン時は交通整理員をつけるというのでよいですが、それ以降については問題があるのではないかと思います。	出入口の検討の結果、「遅れなし」「平均」の評価が得られております。またオープンから月日が経つにつれて来客台数は減少していきます。 なお、地元の方々はこの周辺の道路事情を良くご理解しており、左折出庫し東京インテリア南側へ逃げることも考えられます。 →県の意見は不要
駐輪場は屋根つきですか。	現在の工事計画では屋根の設置は考えておりません。 →指針の対象外

ほかにテナントは誘致されないのでしょうか。	原状での計画はありませんが、敷地の一角にクリーニング等を誘致する可能性はあります。 →指針の対象外
駐車場台数が166台ですが、従業員の方々もこれらの駐車場を利用するのでしょうか。	来客者用駐車台数166台とは別に、敷地内に従業員用駐車場を設置しています。平面駐車場に32台、屋上に30台、合計62台設置します。 →県の意見は不要
従業員用駐車場の夜間の騒音に問題はありますか。	自動車の騒音予測は規制基準値内に納まっています。 →県の意見は不要
24時間営業とは、深夜中お客様が来なくてもお店を開けておくということですか。	お店は24時間運営しております。 →県の意見は不要
納品時間帯は24時間ですか。店舗への品出しは、24時間常に補充しているのでしょうか。	荷さばき作業時間帯は午前6時から午後10時までです。店舗内においては、24時間欠品の内容棚割を確認しながら補充しております。 →県の意見は不要

名取市の意見について

意見内容	設置者の回答内容
なし	なし

地元住民の意見について

意見内容	設置者の回答内容
なし	なし

交通対策等現地調査会の実施状況

※店舗面積が3,000㎡以上のため実施。

開催日時	平成28年8月24日（水）午後1時30分から午後3時まで
開催場所	・スーパーセンタートライアル名取店建設予定地（現地確認） ・名取市民体育館第一会議室（検討会）
調査会結果	県警本部，岩沼警察署，県土木事務所，名取市，設置者，商工金融課で現地を確認し，交通対策等について検討を行った。 指摘事項があったが，適切な対応がなされたため，この案件に対する県の意見はなしとする。 ※交通対策等現地調査会記録簿を参照のこと。

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届 出 者	株式会社オートバックスセブン	
届 出 年 月 日	平成28年2月18日	
店 舗 名 称	スーパーセンタートライアル名取店	
所 在 地	名取市田高字原174番 外	
市 町 村 の 意 見	あり	なし
地 域 住 民 等 の 意 見	あり	なし
県 の 意 見 案		
交 通 関 係	あり	なし
騒 音 関 係	あり	なし
廃 棄 物 関 係	あり	なし
そ の 他	—	
意 見 案	県の意見はなし	
附 帯 意 見 案	騒音対策として実施することとしている来客車両の徐行運転が徹底されないなどして、周辺住民から苦情が申し立てられた場合は、追加的な騒音防止対策を検討し、周辺環境の保全に配慮願います。	